

阿南工業高等専門学校研修所使用者要項

(昭和63年 7 月 6 日)

(要 項 第 5 号)

第 1 研修所の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可された施設、設備及び備品は大切に取り扱い、無断で移動させないこと。
また、これらを破損、損傷又は亡失したときは、その責を負うものとする。
- (2) 電気・ガス・水道等は、できる限り節約に努め、ガスコンロ・洗濯機・テレビ等機器類の取扱いは特に慎重に行い、ガスの元栓の締め忘れや電源を入れたまま放置することのないよう注意するとともに、故障等の場合は、直ちに学生係へ連絡すること。
- (3) 火気（ガスコンロ・ストーブ・蚊取線香等）を使用する場合は、事前に学生係へ申し出て許可を受けること。なお、所定の場所以外では使用しないこと。
- (4) 爆発物・危険物を研修所内に持ち込まないこと。
- (5) 大声・騒音その他、他人に迷惑になるような行為は厳に慎むこと。
- (6) 合宿研修を行う場合、門限は21時、消灯は23時とする。
- (7) 室内等は、常に整理整頓、清掃を行い清潔に保つよう心掛けること。
- (8) 合宿研修で使用する寝具類は、原則として使用者が持参すること。ただし、本校の顧問教員又はこれに代わる教員には、使用期間中これを貸し出す。
- (9) 起床時には、寝具類の整理を必ず実行すること。
- (10) 室内には、絶対に洗濯物を干さないこと。
- (11) 使用許可を受けた者以外は、研修所に入室させないこと。
- (12) 使用期間中は、少なくとも 1 日 1 回以上清掃時間を設け、研修所内外の清掃を行い、特に便所、洗濯室、シャワー室等平素不潔になりやすい箇所は、入念に行うこと。
- (13) シャワー室の使用に当たっては、電気・ガス・水道等の節約に努める外、その取扱いに特に注意し、使用後はガスの元栓を締める等災害防止に努めること。
- (14) 飲酒・喫煙は厳禁する。
- (15) 研修所使用後は大掃除を行い、施錠を確認して退出すること。
- (16) その他、研修所の管理にあたる職員の指示に従うこと。

第 2 この要項に定められていない事項については、学生主事の判断するところによる。

附 則

- 1 この要項は、昭和63年 7 月 6 日から施行し、昭和63年 7 月 1 日から適用する。
- 2 阿南工業高等専門学校研修所使用心得（昭和50年 3 月 1 日要項第 1 号）は、昭和63年 7 月 1 日限り廃止する。

附 則

この要項は、平成11年10月 1 日から施行し、平成11年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成13年12月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年 5 月18日から施行し、平成23年 4 月 1 日から適用する。